



旧軍人恩給復活

昭和廿八年八月一日施行!!

終戦後連合軍最高司令官から覚書とが必要である。が出されて旧軍人軍属及び遺族に対する恩給が停止されていたのです。昭和二十八年四月一日より旧軍人恩給が復活することになりました。

ついでに請求手続について各書類の添付等が必要であり、中でも受給者の履歴書、戸籍謄本、抄本の手続等が混雑するのであるから何分関係者は願出するに共に必ず民生課に連絡されるよう御願致します。次に軍人恩給と扶助料等について概要を申し上げます。

恩給及扶助料の請求手続

請求書とそれに添付する書類に不備な点があると受給がそれだけ遅れることになり、すなわち次の点に御注意下さい。

(一) 請求書について

- 1 本籍地は戸籍謄本、抄本と一致するように正確にかくこと。
- 2 本籍地が軍人の退職、又は死亡当時と現在と変つて居る場合には新、旧とも書くこと。
- 3 支給郵便局は受取るに都合よい局を指定するから局名を正確に書くこと。
- 4 氏名の文字は戸籍と一致するように正しく書いてかなをつけてはつきりと捺印すること。
- 5 文字は楷書で丁寧に書くこと。

(二) 戸籍謄本について

戸籍謄本は死亡者、その他の除籍者を省略しない原本のままの謄本を添付すること。

扶助料請求の場合は戸籍謄本によつて軍人であった者が死亡したときから現在までの遺族の状況により扶助料受給権又は資格の有無が確認されるわけであるから死亡者、除籍者を含む全部の者が記載されてあること。

恩給の種類

(一) 恩給の種類

- 1 年 金
 - 普通恩給、増加恩給、傷病年金
 - 扶助料(公務扶助料)
 - 一時金
 - 一時恩給、傷病年金
 - 一時扶助料
- (二) 年 金
 - 普通恩給
 - 1 准士官以上(陸軍准尉、海軍兵曹長以上)で引続き実役十三年以上勤務した者に支給
 - 2 下士官以下(陸軍曹長、海軍上等兵曹以下)で引続き十二年以上勤務した者に支給
 - 3 未復員者(未復員)で右(イ)ハに該当する者の留居家族が本人に代つて請求した場合に支給
 - (ロ)に該当する者の留居家族が本人に代つて請求した場合に支給
 - 扶助料
 - 右(イ)(ロ)に該当する本人が死亡している場合遺族に支給(既裁定、未裁定の別あり)
 - 公務扶助料
 - 1 旧軍人、准軍人、旧軍属が公務に起因する戦傷病で死亡した場合遺族に支給
 - 2 公務扶助料権者を除く扶養遺族一人につき四八〇〇円づつ加給あり
 - 増加恩給
 - 1 公務の爲の傷病により不具發疾となつた者に支給(規定された制限あり)
 - 2 普通恩給を併給
 - 3 扶養家族加給あり
 - 4 扶養家族のうち退職後婚姻を認め修正
 - 5 傷病年金

北津輕郡五所川原町
發行所 五所川原町役場
電話(二八番)二二八番
電話(二九番)三三九番
編集人 庶務課 廣報係
印刷所 陸奥印刷株式会社

我が町
人口
十月末日現在
一三、四二七
二、六三六
世帯数

健康保険課より 御願

五所川原町国民健康保険は全町民の福祉増進のために作られた社会事業の一つでありますので、町民一体となつてその発展増強を希望致して来たのでありますが、今までは第一期工事だけでありましたが、今第二期工事着手致し十月十五日より役場内健康保険課で一般事務を取り扱ひました。受診証の交付給付金の交付、保険料の賦課等です。皆さんが病院に行つた時受診証の提出を求められませんか。お互い気まづい思いをしないう様受診証は必ず御持参下さい。もし紛失致しましたら直ちに再交付の請求をして下さい。その他健康保険の事と疑問の点がありましたら御問ひ合せして下さい。

五所川原町火災予防 特別運動旬間

自十一月二十一日 至十一月三十日 十日間

大火季節にのぞみ一般に火災予防の徹底を期すると共に消防力の整備充実をはかり大、小火災を絶滅させもつて火事のない住みよい町土をつくり、町の繁栄を計ることを目的とする。

旬間中の行事

1. 自動車ポンプによる火災予防街頭宣傳進行
1. 立看板、横断幕、チラシ等による火災予防の宣傳
1. 火防一斉査察及立入検査
1. 消防機械器具の点検整備
1. 消防署、消防団の消防訓練(不時演習)

旬間中に不時演習を実施致します。運動週間に当り消防署では署員が

火の用心

十月二十日より同十月廿六日まで給事務の処理上必要です。左記諸事より御願致します。特に過年度分については格段の御考慮をお願い致します。

米穀通帳の交換について

十二月一日で皆さんの配給通帳が新しい通帳に切換えられますので、新通帳は皆さんの登録している配給店に渡しますから内容ががらつている点は町役場に問合せ下さい。配給量は十一月分より十五日分の配給となりまして。

水道料金の滞納をなくしましょう

当町水道使用料及工事費の滞納は多額にのぼつて居ります。従つて配水管網の整備、工事の迅速化等改良事項が多々あるわけですがその資金が前記のように滞納して居るの思ふようになつて、水道自体がだんたん機能衰弱することになります。しかし未納者に対して強行措置をとるとはなるべく差控えたいた存じまして今日に至りましてが事態が甚だしくなつて参つた此の際に於ては、断水及給水施設の撤去を行ふ等相当思い切つた措置を執るとも止むを得ない情勢に於かれます。右未納の方々に於かれます。右未納の方々に於かれます。右未納の方々に於かれます。

塵芥運搬予定表 (十一月分)

二十一日	岩木町
二十二日	川端町
二十三日	寺川町
二十四日	大町
二十五日	旭町
二十六日	旭町
二十七日	数島町
二十八日	下井町
二十九日	中井町
三十日	平井町

備考 都合により運搬予定日を変更することがあります。

旧軍人の過去における普通恩給受給者及実在職七年以上の該當者調査

旧軍人に対する恩給復活に伴う恩給事務の処理上必要です。左記諸事より御願致します。特に過年度分については格段の御考慮をお願い致します。

人事異動

十月一日付 川崎 亮一
町立病院臨時嘱託を命ずる

十月十五日付 三上 守
都市計画課を命ずる

十月三十一日付 佐々木 幸子
看護婦 佐々木 幸子
願により本職を免する

十一月二日付 農業委員会
書記 長内 正明
町長室事務を兼ねて嘱託する

町長室主任を命ずる
事務員 杉野 武
農業委員会事務を兼ねて嘱託する

高橋 清
庶務課勤務を命ずる

木村 恵子
水道課勤務を命ずる

十一月十二日付 島田 克孝
臨時雇を命ずる

町長室勤務を命ずる
正副委員長改選
十月三十一日付
委員長 三上 克比
副委員長 棟方 得一

第九回青少年

保護育成運動実施

(一) 趣旨
青少年問題協議会設置法制定を機として関係各機関、関係団体等と国協協会の協力を期す...

(二) 期間
昭和二十八年十一月一日から十一月三十日までの一ヶ月間とする。

(三) 目標
今次運動の目標は左の通りとする
一、青少年問題協議会と地域社会との協力体制の確立...

赤い羽根共同募金は去る十月一杯の期間で実施されましたが、当時の赤い羽根の弊害中者に対する治目額拾参万八千八百八拾円が示された...

赤い羽根 共同募金御礼

赤い羽根共同募金は去る十月一杯の期間で実施されましたが、当時の赤い羽根の弊害中者に対する治目額拾参万八千八百八拾円が示された...

基本選挙人名簿の縦覧について

九月十五日現在で調査して居つた基本選挙人名簿は、いよいよ出来上りました。この名簿を十一月五日から全月十日まで十五日間、皆さんの縦覧に供して居ますが...

鶴屋家

忘れぬは 福士貞蔵
公共事業に盡したる甚大な功勞に依り、代々卿士の待遇を受け、且つ御陣屋(殿様の御宿)の光榮を有せ...

公民館行事表

Table with columns for date, time, and event name. Includes events like '公民館運営審議委員会' and '書道研究会'.

昭和27年度五所川原町

歳入歳出決算

Main financial statement table with columns for '歳入' (Income) and '歳出' (Expenditure), listing various categories like taxes, salaries, and public works.



(十一月分)

Table showing birth and death statistics for November. Columns include names, birth/death counts, and locations.